

平成 19 年度
輸入食品監視指導計画監視結果
中間報告

平成 19 年 11 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

2. 平成19年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時、国内流通時の3段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成19年度計画：124食品群、約7万9千件）
- 検査命令^{※2}（平成19年9月30日現在：全ての国の15品目及び30カ国・1地域の186品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず販売、輸入を禁止できる規定

3. 平成 19 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

表 1 届出・検査・違反状況（平成 19 年 4 月～9 月：速報値）

届出件数	輸入重量	検査件数 ^{※1}	割合 ^{※2}	違反件数	割合 ^{※2}
件	千トン	件	%	件	%
914,373	12,226	100,948	11.0	619	0.07
(前年度実績) 923,968	12,416	94,920	10.2	629	0.07

※1 モニタリング検査、検査命令、指導検査等の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

表 2 主な違反事例（平成 19 年 4 月～9 月：速報値）

違反条文	違反件数	構成比	主な違反内容
第 6 条 (販売を禁止される食品及び添加物)	118	18.5	とうもろこし、ハトムギ、落花生、アーモンド、ごま等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等のシアン化合物の混入、食肉製品のリステリア菌による汚染、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等によるシアン化合物の含有、米の輸送時中の事故による腐敗・変敗・カビの発生
第 9 条 (病肉等の販売等の制限)	1	0.2	衛生証明書の不添付
第 10 条 (添加物等の販売等の制限)	31	4.9	サイクラミン酸、TBHQ、ポリソルベート、パテントブルーV、アゾルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
第 11 条 (食品又は添加物の基準及び規格)	479	75.2	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（抗菌性物質の含有、農薬等の残留基準違反）、冷凍食品の成分規格違反（一般生菌数、大腸菌、大腸菌群）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の過量残存（二酸化硫黄等）
第 18 条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	8	1.3	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
計	637（延数） 619（違反届出件数）		

表3 モニタリング検査実施状況（平成19年4月～9月：速報値）

品名	検査項目	年度計画件数※	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、 その他食鳥肉等	抗生物質等	2,850	1,379	0
	残留農薬	1,700	1,207	0
	添加物	-	117	0
	成分規格等	650	352	0
	S R M除去確認	-	2,367	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉 製品、アイスクリーム、 冷凍食品（肉類）等	抗生物質等	1,050	573	2
	残留農薬	-	11	0
	添加物	1,150	1,029	0
	成分規格等	2,250	1,039	3
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エ ビ、カニ）等	抗生物質等	3,150	1,235	1
	残留農薬	750	948	8
	添加物	300	141	0
	成分規格等	900	476	0
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾 燥、すり身等）、冷凍食品 （水産動物類、魚類）、魚 介類卵加工品等	抗生物質等	4,100	2,342	3
	残留農薬	250	1,067	0
	添加物	2,450	1,951	1
	成分規格等	6,000	3,273	35
農産食品 野菜、果実、麦類、とう もろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	抗生物質等	700	270	0
	残留農薬	18,200	7,830	21
	添加物	600	374	2
	成分規格等	850	595	0
	カビ毒	2,200	1,296	0
	遺伝子組換え食品	1,550	596	0
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、 野菜加工品、果実加工品、 香辛料、即席めん類等	抗生物質等	-	7	0
	残留農薬	5,000	2,052	12
	添加物	4,400	2,607	4
	成分規格等	2,200	1,351	11
	カビ毒	2,250	966	0
	遺伝子組換え食品	200	76	2
その他の食料品 健康食品、スープ類、調 味料、菓子類、食用油脂、 冷凍食品等	抗生物質等	300	1	0
	残留農薬	250	20	0
	添加物	3,050	1,507	1
	成分規格等	700	576	5
	カビ毒	600	176	1
	遺伝子組換え食品	-	4	0
飲料 ミネラルウォーター類、 清涼飲料水、アルコール 飲料等	残留農薬	300	99	0
	添加物	900	649	0
	成分規格等	900	436	2
	カビ毒	300	55	0
添加物、器具及び容器 包装、おもちゃ	成分規格等	1,300	542	0
総計（延数）	年度計画件数総計に は、検査強化分とし て5,000件を計上	79,300	41,592 年度計画に対する 実施率約52%	114

※ 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したものの

表4 モニタリング検査を強化した^{※1}品目（平成19年4月～9月^{※2}）

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	にんじん	メタミドホス トリアジメノール
	きくらげ	フェンプロパトリン
	にんにくの茎	イマザリル
	からしな、アスパラガス	プロファム
	ひらめ、ローヤルゼリー	フラゾリドン
	ケール	アトラジン
	チンゲンサイ	ファモキサドン
	しょうが ^{※3}	アルジカルブ アルジカルブスルホキシド アルドキシカルブ
	こまつな	ルフェヌロン
	あさり加工品	クロラムフェニコール
	柿の葉	カルベンダジム チオファネート チオファネートメチル ベノミル
	カワハギ乾製品	フゲの混入
	植物性タンパク等 ^{※3}	メラミン
	グリセリン ^{※3}	ジエチレングリコール
加工食品 ^{※3}	ズルチン	
タイ	バナナ	シペルメトリン
	レモングラス	EPN
	養殖スッポン	マラカイトグリーン
インドネシア	ほうれんそう	シフルトリン
	青とうがらし	ジフェノコナゾール
ニュージーランド	西洋ねぎ（リーキ）	アラクロール
	赤とうがらし	ルフェヌロン
ブラジル	大豆	ピリミホスメチル
	小麦	メタミドホス
インド	クミンシード	イプロベンホス プロフェノホス
エチオピア	コーヒー豆	アトラジン
オーストラリア	そば	クロルピリホス ジメトエート
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
台湾	米	メタミドホス
トルコ	ごまの種子	カルバリル
フィリピン	おくら	テブフェノジド メタミドホス
フランス	レッドカラント	フルシラゾール
ベトナム	米	アセタミプリド
香港	きくらげ	フェンプロパトリン
メキシコ	チェリモヤ	モノクロトホス

※1 通常、違反発見後の検査強化として、全届出件数の30%を対象に検査を実施

※2 表5に含まれる品目を除く

※3 海外情報に基づき、新たにモニタリング検査を実施した事例（平成19年4月～9月）

表5 検査命令へ移行した品目（平成19年4月～9月）

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ピーマン	ピリメタニル
	さば加工品	マラカイトグリーン
	未成熟いんげん	フェンプロパトリン
	えだまめ	プロファム
	にんにくの茎	ピリメタニル
	はちみつ	クロラムフェニコール
タイ	おくら	ジノテフラン E P N
韓国	しじみ、あげまきがい	エンドスルファン
インド	マンゴー	クロールピリホス
米国	非加熱食肉製品	リステリア菌

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績（平成19年4月～9月：速報値）

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (15品目)	落花生、チリペッパー、 ナッツ類、ハトムギ、 乾燥いちじく等	アフラトキシン	4,414	20
	すじこ	亜硝酸根等	312	3
	フグ	魚種鑑別	2	0
	シアン化合物含有豆類、 キャッサバ	シアン化合物	248	6
中 国 (46品目)	えび、鰻、さば、しじみ、 ローヤルゼリー等	テトラサイクリン系抗生物質 マラカイトグリーン エンロフロキサシン等	7,812	24
	まつたけ、ねぎ、しいたけ、 大粒落花生、未成熟 えんどう等	アセトクロール テブフェノジド フェンプロパトリン等	14,312	42
	二枚貝	麻痺性貝毒等	1,798	24
	そば	アフラトキシン	404	0
	鰻加工品等	大腸菌群等	1,160	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	1,668	1
タ イ (24品目)	えび	オキシロニック酸	1,790	0
	おくら、マンゴー、アカ シア、ミズオジギソウ等	クロルピリホス ジノテフラン E P N等	446	1
	バジルシード	アフラトキシン	4	1
韓 国 (20品目)	パプリカ、とうがらし、 しじみ等	クロルピリホス エトプロホス エンドスルファン等	102	1
	二枚貝等	麻痺性貝毒	2,159	2
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ	13	0
台 湾 (16品目)	鰻、ローヤルゼリー、 スッポン等	フラルタドン フラゾリドン クロラムフェニコール等	2,808	2
	ウーロン茶、マンゴー、 ニラ、タロイモ等)	プロモプロピレート シベルメトリン クロルピリホス等	296	8
	全ての加工食品	サイクラミン酸	41	0
米 国 (12品目)	とうもろこし、パセリ、 アーティチョーク、 ほうれんそう等	ピリミホスメチル クロルピリホス フェンバレレート等	195	1
	とうもろこし、アーモン ド、りんごジュース	アフラトキシン パツリン	1,997	38
ベトナム (5品目)	えび、いか等	クロラムフェニコール フラゾリドン等	5,741	56
	ほうれんそう	インドキサカルブ	91	0
	ごま	アフラトキシン	21	1
	全ての加工食品	サイクラミン酸	51	0
その他（25カ国、46品目）			4,852	58
総 計			52,737	292

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例（平成19年4月～9月）

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5月	中国	植物性タンパク等 （メラミン含有のおそれ）	米国において中国産小麦グルテンや米濃縮タンパクを原料としたペットフードによる犬や猫の死亡事故が発生し、当該原料からメラミンが検出されたとの情報に基づき、中国産植物性タンパク等について、輸入の都度、貨物を保留してメラミン関連化合物の検査を実施した。
5月	中国	グリセリン （ジエチレングリコール混入のおそれ）	パナマにおいて中国産グリセリンを原料とした医薬品による死亡事故が発生し、当該原料にジエチレングリコールの混入が確認されたとの情報に基づき、中国産グリセリンについて、輸入の都度、成分規格に係る自主検査を、グリセリンを使用した中国産食品について、ジエチレングリコールの自主検査を指導する措置を講じた。
5月	中国	アンコウ （フグ混入のおそれ）	米国において中国産アンコウと表示され販売された魚による食中毒事件が発生し、偽表示されたフグが原因とされるとの情報に基づき、中国産アンコウが輸入届出された場合は、魚種鑑別を徹底するよう指導する措置を講じた。
5月	カナダ 米国	コショウ ごまペースト （サルモネラ属菌による汚染のおそれ）	カナダ国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
8月	スイス	グァーガム （ダイオキシン類による汚染のおそれ）	スイス国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
8月	中国	飴菓子 （ホルムアルデヒド使用のおそれ）	インドネシアにおいて中国産飴菓子等からホルムアルデヒドが検出されたとの情報に基づき、中国産飴菓子について自主検査を指導する措置を講じた。
8月	米国	シーフードディップ （リステリア菌による汚染のおそれ）	米国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
8月	カナダ	サラミ （サルモネラ属菌による汚染のおそれ）	カナダ国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
9月	タイ	ベビーコーン （赤痢菌による汚染のおそれ）	デンマーク及びオーストラリアにおいてタイ産ベビーコーンを原因とする食中毒事件が発生したとの情報に基づき、該当品があった場合には、その販売、使用を中止等するよう指導する措置を講じた。

(参 考) 中間報告中の主な用語説明

用 語	説 明
亜硝酸ナトリウム	添加物（発色剤）、亜硝酸根としての最大残存量が規定されている
アセトクロール	農薬（アニリド系除草剤）
アゾルビン	指定外添加物（着色料）
アトラジン	農薬（トリアジン系除草剤）
アフラトキシン	カビ毒（アスペルギルス属等の真菌により産生される）
アラクロール	農薬（酸アミド系除草剤）
アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド、アルドキシカルブ	農薬（カーバメート系殺虫剤）
安息香酸	添加物（保存料）
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬（有機リン系殺菌剤）
インドキサカルブ	農薬（オキサジアゾン系殺虫剤）
エトプロホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
エンドスルファン	農薬（有機塩素系殺虫剤）
エンロフロキサシン	動物用医薬品（ニューキノロン系合成抗菌剤）
オキシロニック酸	動物用医薬品（キノロン系合成抗菌剤）
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル、ベノミル	農薬（ベンズイミダゾール系殺菌剤）
グリセリン	添加物（甘味料）、添加物の溶剤としても使用される
クロラムフェニコール	動物用医薬品（クロラムフェニコール系抗生物質）
クロルピリホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
下痢性貝毒	貝毒（主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積したもの。貝が毒化することにより下痢性中毒が引き起こされる）
サイクラミン酸	指定外添加物（甘味料）
シアン化合物	一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物
ジエチレングリコール	工業用の不凍液原料や溶剤として使用される化学物資
ジフェノコナゾール	農薬（含窒素系殺菌剤）
シフルトリン	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
シペルメトリン	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
ジメトエート	農薬（有機リン系殺虫剤）
ズルチン	指定外添加物（甘味料）
ソルビン酸	添加物（保存料）
腸炎ビブリオ	病原微生物（海水中の常在菌でビブリオ属の一種、主に魚介類を汚染し、急性胃腸炎の原因となる菌）
テトラサイクリン系抗生物質	抗生物質（主にオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンをいう）
テブフェノジド	農薬（ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤）
トリアジメノール	農薬（含窒素系殺菌剤）

用語	説明
二酸化硫黄	添加物（酸化防止剤）
パツリン	カビ毒（ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される）
パテントブルーV	指定外添加物（着色料）
ピリミホスメチル	農薬（有機リン系殺虫剤）
ピリメタニル	農薬（アニリノピリミジン系殺菌剤）
フェンプロパトリン	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
フラゾリドン	動物用医薬品（ニトロフラン系合成抗菌剤）、代謝物はA O Z
フラルタドン	動物用医薬品（ニトロフラン系合成抗菌剤）、代謝物はA M O Z
プロファム	農薬（カーバメート系除草剤）
プロフェノホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
プロモプロピレート	農薬（有機塩素系殺虫剤）
フルシラゾール	農薬（含窒素系殺菌剤）
ポリソルベート	指定外添加物（乳化剤）
麻痺性貝毒	貝毒（主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積したもの。貝が毒化することにより麻痺性中毒が引き起こされる）
マラカイトグリーン	動物用医薬品（トリフェニルメタン系合成抗菌剤）
メタミドホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質
モノクロトホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物（自然環境中の常在菌で、主に乳製品を汚染し、リステリア症を引き起こす）
ルフェヌロン	農薬（ベンゾイルウレア系殺虫剤）
E P N	農薬（有機リン系殺虫剤）
S R M	B S E（牛海綿状脳症）の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位（頭部（舌、頬肉を除く。）、せき髄、せき柱、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位））
T B H Q	指定外添加物（酸化防止剤）